

令和８年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係る モデル事例の公募について（公募要領）

令和８年 10 月 15 日
グリーンファイナンスモデル事例創出事業事務局

環境省では、令和８年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の公募を実施します。本事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いします。

本要領を熟読せずに応募された結果生じる、応募書類の不受理、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

1. 本事業の目的
2. 本事業の公募概要及び事業の流れ
3. モデル事例に応募することができる者
4. モデル事例への応募方法、応募書類等
5. モデル事例の選定
6. 確認機関による本件ガイドライン等との適合性等の確認
7. 応募に当たっての留意事項
8. 問い合わせ先
9. その他

1. 本事業の目的

地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資する企業等の事業活動への民間資金を導入するための有効な資金調達手段としてグリーンファイナンスが挙げられます。グリーンファイナンスとは、一般的に、環境課題の解決に結びつく投融資全般を指し、グリーンボンド（GB）やグリーンローン（GL）、サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）やサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）等が含まれます。加えて、金融機関・投資家側が明確な意図を持って環境・社会・経済へのインパクトを追求する「インパクトファイナンス」も環境課題の解決に向けて資金を提供する役割を担っています。

国内においては、環境省が「[GB 及び SLB ガイドライン、GL 及び SLL ガイドライン](#)」（以下「GB 等ガイドライン」という。）を策定し、その後、各種国際原則の改訂やグリーンファイナンスを取り巻く市場動向を踏まえ、逐次改訂を実施してきました。また、インパクトファイナンスにおいても「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」や「インパクトファイナンスの基本的考え方」（以下「インパクト評価ガイド等」という。）を取りまとめ、その普及促進を図ってきました。

さらに、GB や GL の資金使途となるグリーンプロジェクト等の例示リストである GB 等ガイドライン付属書 1 別表（グリーンリスト）においても、市場、政策、技術等の動向を適切に反映させるため、定期的に資金使途の拡充等を実施してきました。しかし、気候変動への対応やその他の環境目標を達成するためには、民間資金を大量に導入していく必要があります、我が国におけるこうしたファイナンスの普及は十分とはいえません。

こうした状況を踏まえ、GB 等ガイドライン又は各種原則に適合又は準じ、かつ、特に環境面においてモデル性を有すると考えられる GB、GL、SLB、SLL 及びインパクトファイナンス（以下「GB 等ファイナンス」という。）の取組事例（以下「モデル事例」という。）について、公募を行い、選定されたモデル事例に関して適合性確認等を実施し、情報発信することで、国内においてグリーンファイナンスをさらに普及させることを目的として、本事業を実施します。なお、本事業においては、GB 等ガイドライン又は各種原則に適合又は準じ、かつ、特に環境面においてモデル性を有する場合、トランジション・ファイナンス（脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則り、着実な温室効果ガス削減の取組を行う企業に対し、その取組を支援することを目的とした金融手法）の要素を含む取組事例も対象にします。

2. 本事業の公募概要及び事業の流れ

（1）本事業の公募対象となる事例

本要領に基づき、本事業の対象として、次に掲げるモデル事例を公募します。

・フレームワークの策定者と資金調達者が同一の場合

A) GB・GL ガイドラインに適合又は準ずる GB 又は GL の調達又は発行事例

- B) SLB・SLL ガイドラインに適合又は準ずる SLB 又は SLL の調達又は発行事例
- C) インパクト評価ガイド等を踏まえて実施するインパクトファイナンスの事例（ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る）

・フレームワークの策定者と資金調達者が異なる場合

- D) GB・GL ガイドラインに適合又は準ずる GB 又は GL で資金調達を行うためのフレームワーク策定に係る事例
- E) SLB・SLL ガイドラインに適合又は準ずる SLB 又は SLL で資金調達を行うためのフレームワーク策定に係る事例
- F) インパクト評価ガイド等を踏まえたインパクトファイナンスによる資金調達を行うためのフレームワーク策定に係る事例（ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る）

（２）公募期間

公募期間は 2026 年 10 月 15 日（木）から 2027 年 1 月 29 日（金）17 時までとし、応募書類の受付後、モデル事例の選定を順次行い、予定している 4 事例程度を選定した時点で受付終了とします。応募方法、応募書類等については、4. モデル事例への応募方法、応募書類等をご確認下さい。

（３）モデル事例の選定

（２）で応募のあった案件について、書面審査及び審査委員会（非公開）による審査を順次行い、我が国におけるグリーンファイナンスの更なる普及に資するモデル性を有する事例を、本事業のモデル事例として選定します。応募者に対しては、必要に応じて審査委員会に同席いただくとともに、審査結果（採択又は不採択）を通知します。

選定されたモデル事例については、原則として、（５）の確認結果の公表時点で資金調達者名と金融機関又は投資家の名称を公表します。ただし、資金調達者、金融機関又は投資家が公表する場合には、個別に調整の上、本件 GB 等ファイナンスがモデル事例として選定され、（４）の確認中である旨を公表することも可能とします。

応募時点で必ずしも計画が確定していなければならないものではありませんが、選定後、やむを得ない理由により、ご提出いただいた応募書類等にご記載の内容から、実際の本件 GB 等ファイナンスに係る対応を変更せざるを得なくなった場合には、速やかに環境省にご連絡下さい。変更の結果、モデル事例の有するモデル性等を著しく喪失し、モデル事例としてふさわしくないと認められる場合には、モデル事例の選定を撤回することがある旨、留意して下さい。

(4) モデル事例に係る GB 等ガイドライン等との適合性等の確認

(3) で選定したモデル事例について、本件ガイドライン等との適合性等を確認します。

- A) 及びD) GB 等ガイドラインの第2章第2節に定められた「グリーンボンド（グリーンローン）に期待される事項と具体的対応方法」（以下「期待される事項」という。）との適合性等を確認します。
- B) 及びE) GB 等ガイドラインの第3章第2節に定められた「サステナビリティ・リンク・ボンド（サステナビリティ・リンク・ローン）に期待される事項と具体的対応方法」（以下「期待される事項」という。）との適合性等を確認します。
- C) 及びF) インパクトファイナンスは、インパクト評価ガイド等で紹介されている各種原則・ガイドライン、インパクト評価ガイド発表以後に策定されたインパクトファイナンスのその他原則・ガイドラインのうち資金提供者である金融機関や投資家等のファイナンス実施主体が参照したものとの適合性等を確認します。

確認は、令和8年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の本件 GB 等ガイドライン等への適合性等確認業務を中立的かつ公正に実施する者として、環境省が別途入札により選定した委託事業者から再委託された事業者（以下「確認機関」という。）が、環境省の指示の下で行います。また、トランジション・ファイナンスの要素を含むモデル事例の場合、トランジション・ファイナンスの要素については、GB 等ガイドライン等との適合性等の確認の対象外となります。

本件 GB 等ガイドライン等との適合性等の確認は、応募者から提出された（1）の応募書類等の内容に基づき、必要に応じ応募者及び関係者にヒアリングを実施することを通じて行うものとし、実地調査は行いません。

モデル事例に係る本件 GB 等ファイナンス実施後、当該案件に係る対応等が説明された書類の提出を受け、本件 GB 等ガイドライン等との適合性等の確認を行った際の内容と相違がないか確認します。

(5) 本件 GB 等ガイドライン等との適合性等の確認を行ったモデル事例の情報発信

(3) で選定したモデル事例について、本件 GB 等ガイドライン等との適合性等の確認の結果を公表します。また、本件 GB 等ガイドライン等との適合性等が確認されたモデル事例については、その旨の公表等（[環境省ホームページ](#)、[グリーンファイナンスポータル](#)への掲載等を想定）を通じて情報発信をいたします。公表の時期については、具体的には、投融資の場合はモデル事例に係る資金提供時点、債券発行の場合はモデル事例に係る有価証券届出書の提出時点、発行登録追補書類提出時点又はこれに準ずる発行内容の確定時点、GL、SLL 又はインパクトファイナンスを実行する金融機関等及び資金調達者のフレームワークの場合は

当該フレームワーク設定の時点又は設定後を想定していますが、応募者と個別に調整の上で決定します。ただし、応募者の希望に添えない場合がある旨、ご留意下さい。

(6) 事後レポーティング等

(3) で選定したモデル事例の応募者においては、本件 GB 等ファイナンス実施後に、当該案件に係る対応の詳細が分かる書類の写しを環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室宛てに提出して下さい。

また、本件 GB 等ファイナンス実施後、本件 GB 等ガイドライン等に準拠してレポーティングを行ってください。本件 GB 等ファイナンス実施日を含む会計年度後3年度（償還期間が3年未満の本件 GB 等ファイナンスについては、償還期間満了の時まで）の間、当該レポーティングに係る書類等を環境省宛てに提出して下さい。レポーティングの資料は必要に応じ、また、応募者との相談の上、環境省の[グリーンファイナンスポータル](#)で公表します。

3. モデル事例に応募することができる者

本事業のモデル事例に応募することができる者は、下記に定める者としします。

A) ～C) については、国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店または主たる事業所を有する法人等

D) ～F) については、国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店または主たる事業所を有する法人、国内の金融機関・投資家等

加えて、2026 年度にフレームワークを設定する者とししますが、資金調達又は資金提供の実施については 2027 年度以降でも可としします。

本件 GB 等ファイナンスは、外国通貨建てで調達又は投融資されるものでも差し支えありません。

また、本事業と重複する内容で他の補助金、委託費、助成金等による支援を受けている場合は、本事業に応募することができません。

なお、2. (3) で選定したモデル事例の応募者におかれましては、本件 GB 等ファイナンス実施後、モデル事例を紹介すること等を通じて本件ガイドライン等の普及・啓発に積極的に参画していただきます。

4. モデル事例への応募方法、応募書類等

(1) 応募書類

本事業のモデル事例に応募する場合は、以下の書類を提出して下さい。応募書類の様式の電子ファイルは、環境省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成してください。

- ・ 令和 8 年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例応募書類（様式 1）

- ・ 案件概要説明シート※

- 様式 2－1：GB・GL（調達又は発行事例）【対象事例 A】
- 様式 2－2：SLB・SLL（調達又は発行事例）【対象事例 B】
- 様式 2－3：インパクトファイナンス（インパクト包括型のうち、融資等）【対象事例 C】
- 様式 2－4：インパクトファイナンス（インパクト包括型のうち、上場株式対象ファンド等及びインパクト特定型のプロジェクトファイナンスやファンド等）【対象事例 C】
- 様式 2－5：インパクトファイナンスフレームワーク、グリーンファイナンスフレームワーク、サステナビリティ・リンク・ファイナンスフレームワーク 【対象事例 D、E、F】
- 様式 2－6：GB・GL（資金調達者のフレームワークに係る事例）【対象事例 A】
- 様式 2－7：SLB・SLL（資金調達者のフレームワークに係る事例）【対象事例 B】

※ 2.（1）の公募対象の種類により作成する様式が異なりますので、ご注意ください。各様式に対応する 2.（1）の対象事例は【】内をご確認ください。

- ・ 組織概要（パンフレット、組織図、中長期ビジョン、サステナビリティ戦略、中期経営計画等がわかる資料）
- ・ 定款（それに準ずるものを含む。）及び登記事項証明書（応募者が地方公共団体等である場合を除く）
- ・ 令和 8 年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の公募における応募書類等の提出について（様式 3）
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項（様式 1 別添）（応募者が地方公共団体等である場合を除く）
- ・ その他参考資料

（2）応募書類の提出方法

（1）の応募書類は原則、次頁の提出先に記載されたメールアドレスに電子メールにて送付して下さい。送付の際の電子メールの件名は、「応募者名/グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例 応募書類」として下さい。

電子メールでの送付が難しい場合は、応募書類を持参又は郵送下さい。その場合、公募期間中に、応募書類（正本 1 部、副本 2 部）を次頁の提出先へ提出して下さい。郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録が残る方法によして下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「令和 8 年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例 応募書類」と朱書きで明記して下さい。

公募期間の期限以降に電子メールにて送付された書類や持参された書類、郵送によって到達した書類は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

提出先：

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング一部

グリーンファイナンスモデル事例創出事業担当

E-mail: 2026-greenfinance@nri.co.jp

(3) 留意事項

提出いただいた応募書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報及び企業情報等は、「令和8年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業」以外の目的で使用することはございません。

5. モデル事例の選定

本事業のモデル事例の選定は、書面審査及び審査委員会（非公開）による審査により行います。審査では、応募書類が以下の形式的基準に適合していることが確認された事例について、以下の評価基準に基づき、4事例程度をモデル事例として選定します。審査では、応募者へのヒアリングを実施することがあります。また、審査に当たって、環境省又は確認機関から応募内容の補足的な説明や参考資料の提出をお願いする場合があります。なお、応募者は必要に応じて審査委員会に同席いただく場合があります。

1) 形式的基準

- ①必要な内容が記載されているか
- ②必要書類が添付されているか

2) 評価基準

本件 GB 等ファイナンスの実施について関係者と調整が進んでいるものについて、例えば、以下のような点から事例の有する、我が国におけるグリーンファイナンスの更なる普及に資するモデル性を、国際的な観点も踏まえて総合的に評価します。また、3. のとおり資金調達又は資金提供の実施については 2027 年度以降でも可としますが、資金調達又は資金提供の実現性の観点も含めて評価を行います。

A) 及びD) GB 又は GL の場合

- ・ 資金調達者のサステナビリティ経営の高度化が図られている
- ・ 資金使途の事業による環境改善効果が大きい
- ・ 資金使途の事業が複雑化・多様化する環境課題（生物多様性、資源循環、気候変動適応等）への対応など先進性がある
- ・ 資金使途の事業が社会課題・地域課題の解決にも繋がる
- ・ 他主体による模倣可能性や市場への波及効果が期待される

- ・ 環境改善効果の測定や開示の方法に工夫が見られる
- ・ 貸付又は債券の特性に工夫があり、市場のリーディングケースとなる
- ・ GB・GL ガイドラインに定められた「期待される事項」についても、可能な範囲で配慮がされている
- ・ 審査、資金管理、レポーティング等の負荷軽減に資する工夫が見られる 等

B) 及びE) SLB 又は SLL の場合

- ・ 資金調達者のサステナビリティ経営の高度化が図られている
- ・ KPI が資金調達者の中核となる事業戦略にとって重要である
- ・ KPI が環境面において大きな正のインパクトを有している
- ・ KPI が複雑化・多様化する環境テーマを取り込んだ先進的なものになっている
- ・ KPI 達成が社会課題・地域課題の解決にも繋がる
- ・ KPI、SPTs が他主体による模倣可能性があり、かつ市場への波及効果が期待される内容である
- ・ 貸付又は債券の特性に工夫があり、市場のリーディングケースとなる
- ・ SLB・SLL ガイドラインに定められた「期待される事項」についても、可能な範囲で配慮がされている
- ・ SPTs が自社の過去実績、業界水準や国・地域・国際的な公式目標と比較して野心的である 等

C) 及びF) インパクトファイナンスの場合

<包括型の場合>

- ・ 資金調達者のサステナビリティ経営の高度化が図られている
- ・ 環境面における先進性、多様性¹、有効性²、効率性³、倍率性⁴、追加性⁵の観点から、大きな正のインパクトを有している
- ・ 「インパクト測定・マネジメント」の体制や手法に先進性、模範性がある 等

<特定型の場合>

- ・ 狙うインパクトが環境面で先進性、有効性、効率性、倍率性、追加性があり、かつ、市場への波及効果が大きい
- ・ 狙うインパクトが社会課題・地域課題の解決にも繋がる 等

¹ 「多様性」とは、多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか否かをいう。

² 「有効性」とは、大きなインパクトがもたらされるか否かをいう。

³ 「効率性」とは、投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか否かをいう。

⁴ 「倍率性」とは、公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか否かをいう。

⁵ 「追加性」とは、追加的なインパクトがもたらされるか否かをいう。

6. 確認機関による本件ガイドライン等との適合性等の確認

選定したモデル事例について、2.（4）のとおり本件ガイドライン等との適合性等を確認します。

確認は、環境省が別途入札により選定した委託事業者から再委託された確認機関が環境省の指示の下で行います。確認機関については、グリーンファイナンスサポーターズ制度における外部レビュー部門の[登録機関](#)の中から指定することが可能です。

モデル事例に係る応募者には、本件ガイドライン等との適合性等を確認するために必要な追加書類を環境省、委託事業者又は確認機関に対し提出することを求める場合がある旨、ご留意下さい。

追加書類の提出に応じず、又は、提出された追加書類が不十分であることにより、期限内に本件ガイドライン等との適合性等が確認できない場合にあっては、本事業の成果として、当該モデル事例について本件ガイドライン等との適合性等が確認できなかった旨を公表することとなる旨、ご留意下さい。

本件ガイドライン等との適合性等の確認は、応募者から提出された4.（1）の応募書類及び追加書類の内容に基づき、必要に応じ応募者及び関係者にヒアリングを行うことを通じて行うものとし、実地調査は行いません。したがって、本件ガイドライン等との適合性等の確認は、あくまで、応募者から提出された書類上でその事実を確認することができた範囲でのみ有効であるものとし、応募者による実際の本件 GB 等ファイナンスに係る対応が、当該書類上の記載事項と相違がないことまでも保証するものではありません。

モデル事例に係る本件 GB 等ファイナンス実施後、当該案件に係る対応等が説明された書類を提出いただき、本件ガイドライン等との適合性等の確認を行った際の内容と相違がないか確認します。

第三者からの通知その他の方法により、応募者から提出された書類が虚偽であったことが判明した場合や、当該書類上の記載事項と応募者による実際の本件 GB 等ファイナンスに係る対応の間に相違があったことが判明した場合には、その旨及び当該モデル事例に関し行った本件ガイドライン等との適合性等の確認は無効とする旨を公表することとなる点、ご留意下さい。

確認機関により本件ガイドライン等との適合性等の確認が行われた後、やむを得ない理由により本件 GB 等ファイナンスに係る対応を変更せざるを得なくなった場合には、速やかにグリーンファイナンスモデル事例創出事業事務局に連絡して下さい。この場合、その旨及び当該モデル事例に関し行った本件ガイドライン等との適合性等の確認は無効とする旨を公表することがある点、ご留意下さい。

7. 応募に当たっての留意事項

本事業は、本件 GB 等ファイナンスの環境面におけるグリーン性に焦点を当てて行うものであり、本件 GB 等ファイナンスの金融商品としてのリスクについては、一切評価の対象としていません。本事業のモデル事例であっても、通常の投融資

と同様、信用リスク及びその他のリスク（債券の場合は価格変動リスク、流動性リスク等）は存在することに留意が必要です。本事業のモデル事例である本件 GB 等ファイナンスに関し、調達、取得、売却、保有等を行う者はその責任の下でこれらの行為を行うものとし、これらの者に何らかの損害が生じた場合であっても、環境省はいかなる責任も負いません。

また、本件 GB 等ファイナンスを実行した結果、創出される温室効果ガス削減効果をカーボン・クレジットとして登録することは問題ありませんが、カーボン・クレジット制度によっては、カーボン・クレジットに登録・移転した環境価値を自社の削減効果として主張することができません。レポーティングの際は、カーボン・クレジット制度の規程等を確認した上で、適切な記載となるよう留意してください。なお、カーボン・クレジット以外のクレジット制度に登録する場合であっても、環境価値の帰属や削減効果の主張に関する取扱いは制度ごとに異なる可能性があります。レポーティングに当たっては、当該制度の規程、ガイドラインその他関連ルールを確認し適切に対応してください。

応募者から提出された書類は、当該応募者に無断で、本事業以外に使用することはありません。ただし、当該書類に記載された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

なお、本件ガイドライン等との適合性等の確認を終える前に、資金調達に至る場合（例えば SLB 発行の場合はマーケティング等を行うこととなる場合）、応募者の判断により、調達に当たり遵守する必要がある各種法令等（GB、SLB 発行の場合は金融商品取引法等）に適合する範囲で、応募者や応募に係る本件 GB 等ファイナンスの貸し手等（GB、SLB の場合は引受証券会社）が当該調達についてモデル事例として選定され、確認機関による確認を受けている途中である旨を参考情報として説明することは差し支えありません。

8. 問い合わせ先

本事業に対する問い合わせ先は下記のとおりです。問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「令和 8 年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング一部

グリーンファイナンスモデル事例創出事業担当

E-mail: 2026-greenfinance@nri.co.jp

9. その他

モデル事例の選定に対するご要望、選定結果に関するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。